

信用保証料助成金交付要綱

平成23年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、トラック運送事業者が、国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号)の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料などを支払った場合に、その保証料の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、セーフティーネット保証等融資にかかる信用保証協会保証料などを支払ったトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げる保証料とする。

- ① 国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料
- ② 国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」及び「東日本大震災復興緊急保証」(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条)の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料
- ③ 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした宮城県等が定めるセーフティーネット制度融資等に係る信用保証協会保証料

(助成金の金額)

第4条 助成金は、事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の額とする。

なお、保証料が10万円までは全額助成とし、保証料が10万円を超えるときは、超えた額の2分の1に10万円を加算した額(1事業者あたり20万円限度)とする。

ただし、「災害関係保証」(「東日本大震災に係る保証」又は「東日本大震災復興緊急保証」)の認定を受けた融資に係る助成金の限度額は、1事業者あたり40万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は信用保証協会に保証料の支払を行ったときは、様式1の「信用保証協会保証料助成申請書」により宮ト協に申請する。その際、信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」及び「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しなどを添付しなければならない。

2 受付期間は、2020年4月1日から2021年2月26日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成金の交付)

第6条 宮ト協は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 当該助成金の交付を受けた事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に宮ト協にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

- 2 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
- 3 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける事業者は、宮ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附 則 この要綱は2020年4月1日から施行する。

様式1

(受付No.)

信用保証料助成申請書
(助成金交付請求書)

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

住 所
事業者名
代表者名

㊟

当社は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料について貴協会の助成を受けたく、信用保証料計算書(写)及びセーフティーネット保証に係る認定書(写)を添えて下記のとおり申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。
また、保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 円 (千円未満切捨て)

1 申請明細

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|---------------------|
| 保証金額 (借入金額) | 円 |
| 資金使途 | 運転 ・ 設備 (どちらかに○をする) |
| 保証制度名 | |
| セーフティネット保証 (5号認定) | 有 ・ 無 (どちらかに○をする) |
| 保証料率 | % |
| 借入金融機関 | 銀行 支店 |
| 借入日 | 年 月 日 |
| 保証料総額 | 円 |
| 助成申請額 (注) | 円 |

(注) 保証料総額の10万円までは全額を助成する。10万円を超える場合は、超えた額の2分の1(千円未満切捨て)に10万円を加算した額(限度額20万円)を助成する。

ただし、「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料に対する助成金の限度額は40万円とする。

【計算例】 10万円 + (保証料 - 10万円) / 2 ≤ 20万円 (40万円)

2 助成金の振込先、担当者名及び法人番号

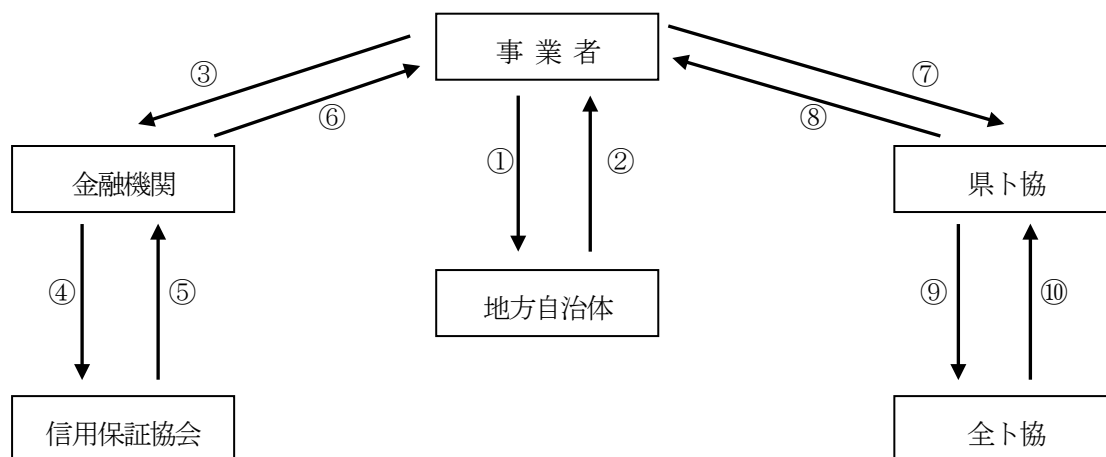
| | | | | | | | |
|-----------|-------------|-------|----|-----|-------|---|---|
| 振込先 | 金融機関 | 銀行・信金 | 支店 | 担当者 | 担当者名 | | |
| | 口座番号(普通・当座) | | | | TEL番号 | - | - |
| | (フリガナ) 口座番号 | | | | FAX番号 | - | - |
| 法人番号(13桁) | | | | | | | |

※添付書類 ①信用保証決定のお知らせ(お客様用)(写) ②セーフティーネット保証に係る認定書(写)

参考

信用保証料助成事業に対する全ト協助成スキーム

公益社団法人全日本トラック協会



(フロー)

- ① 事業者が、
 - ・地方自治体の定めた原油等の価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援を目的とした(セーフティネット)制度融資
 - ・国のセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)
 - ・「激甚災害」として指定された「東日本大震災緊急保証」や「災害関連保証」上記の要件該当の認定を申請。
(認定不要型制度融資もあり、その場合の手続きは地方自治体の定めによる)
- ② 地方自治体は上記①に係る認定書を事業者宛に発行。
- ③ 事業者が金融機関(又は信用保証協会)へ借入(保証)申込み。
- ④ 金融機関から信用保証協会へ書類提出。
- ⑤ 信用保証協会は金融機関へ信用保証書を発行。
- ⑥ 金融機関は信用保証協会の発行する「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」を事業者に送付して融資を実行。
- ⑦ 事業者は県ト協へ信用保証料助成を申請。
- ⑧ 県ト協から事業者へ助成金を振込み。
- ⑨ 県ト協から全ト協あて助成金交付を申請。
- ⑩ 全ト協から県ト協あて助成金を振込み。

信用保証料助成金返還書

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

㊤

当社は、貴協会から信用保証料の助成を受けましたが、当該融資資金を繰上償還したことに伴い、信用保証会社から保証料の還付を受けました。

つきましては、還付された保証料について当初の助成割合に応じて、下記のとおり貴協会に返還いたします。

記

信用保証料還付に伴う返還額 _____ 円

(関係明細)

- | | | | | | |
|---|---------------|---|---|---|---|
| 1 | 信用保証料助成額 | | | | 円 |
| 2 | 繰上償還に伴う保証料還付額 | | | | 円 |
| 3 | 融資金繰上償還日 | 年 | 月 | 日 | |
| 4 | 信用保証料の還付日 | 年 | 月 | 日 | |